

令和6年9月2日

野々市市

令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）の健全化判断比率及び資金不足比率について、令和5年度決算を基に算出しましたところ、下表のとおり、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っていることをお知らせいたします。

このお知らせは、財政健全化法により健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表するものです。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率 「一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	連結実質赤字比率 「全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	実質公債費比率 「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」	将来負担比率 「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」
野々市市	—	—	6.7%	—
早期健全化基準	13.03%	18.03%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	
説 明	野々市市の本比率は、黒字のため「—」で表示されます。	野々市市の本比率は、黒字のため「—」で表示されます。	野々市市の本比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。	野々市市の本比率は、算定されないため「—」で表示されます。

【資金不足比率】

	資金不足比率 「公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率」
野々市市水道事業会計	—
野々市市公共下水道事業会計	—
経営健全化基準	20%
説 明	水道事業会計及び公共下水道事業会計の本比率は、黒字のため「—」で表示されます。

（用語解説）

◎ 標準財政規模

地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すものです。

概ね普通税、地方譲与税、普通地方交付税の合算額です。

◎ 早期健全化基準

イエローカード的な基準で、完全に財政が悪化してしまう前の早い段階で、財政状況の改善を図っていくための目安となる基準です。

健全化判断比率のいずれかがこの基準以上になると、財政の健全化を図るための計画（財政健全化計画）を策定し、議会の議決を経て速やかに公表しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣等にも報告しなければなりません。

◎ 財政再生基準

レッドカード的な基準で、早期の健全化計画に基づく運営をしても、なお、財政の悪化が進んだ場合において、その再生を図っていくための目安となる基準です。

健全化判断比率のいずれかがこの基準以上になると、財政の再生を図るための計画（財政再生計画）を策定し、議会の議決を経て速やかに公表しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣等にも報告しなければなりません。

財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととされています。

◎ 公営企業の資金不足額

一般会計等の実質赤字額に相当するものです。

◎ 経営健全化基準

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上になると、経営の健全化を図るための計画（経営健全化計画）を策定し、議会の議決を経て速やかに公表しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣等にも報告しなければなりません。